

2018年9月5日

三重県松阪市京町510番地
株式会社 第三銀行

「平成30年台風第21号」で被害を受けられた方へ融資取扱いについて

このたびの平成30年台風第21号により被害を受けられました皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社第三銀行（頭取 岩間 弘）は、今般の台風で被害を受けられた皆さまに対して金融面でサポートするため、「災害緊急対策融資」などの取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 被害対策融資商品

（1）災害緊急対策融資

項目	内容	
ご利用対象者	今般の台風により、事業活動に直接的・間接的被害を受けた、当行営業エリア内の企業および個人事業主さま	
資金使途	今般の大雨の影響により必要となった設備資金および運転資金	
ご融資金額	5,000万円以内	
ご融資形態	証書貸付	手形貸付
ご融資期間	7年以内	1年以内
ご融資金利	年1.45%以上（変動金利） 「当行の短期プライムレート ▲年0.65%」以上	年1.45%以上（固定金利） 「当行の短期プライムレート ▲年0.65%」以上
ご返済方法	元金均等返済 （1年以内の据置が可能）	期日一括返済、元金均等返済

（2）リフォームローン

今回の台風により被害を受けた方に限り、金利優遇条件に合致しない方でも、最優遇金利を適用し、最低金利の2.40%（保証料込）、融資金額が300万円以下の場合 は1.90%（保証料込） でご利用いただけます。

（3）マイカーローン

今回の台風により被害を受けた方に限り、金利優遇条件に合致しない方でも、最優遇金利を適用し、最低金利の2.25%（保証料込）、保証料一括払の場合は1.40%でご利用いただけます。

2. 取扱期間

2018年9月5日（水）～2018年12月28日（金）のお申し込み

以上

【お問い合わせ先】

担当	総合企画部 広報課	須賀	0598-25-0363
	営業推進部 商品開発課	松山・福田	0598-25-0321

キラリと光るあなたの銀行

 第三銀行

 ミツミフィナンシャルグループ